

市民の心のよりどころと市のシンボル

市民憲章、市の花・木・鳥を制定



市長に提言書を手渡す海老沢委員長（中央）と小磯副委員長

平成19年1月1日、笠間市民の心構えと自主的行動の規範となる「笠間市民憲章」と、市のシンボル「市の花」「市の木」「市の鳥」を制定しました。制定にあたっては、市民から応募いただいた幅広い意見を基に、笠間市市民憲章等検討委員会（委員長：海老沢彰、笠間小学校長）で協議が重ねられ、親しみやすく温かい市民憲章と、次代に向けて愛される市のシンボルが市長に提言されました。

笠間市民憲章

わたしたち笠間市民のねがい

— 笠間市民憲章 —

笠間市は、豊かな自然に恵まれ、先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。わたしたちは、このふるさとを愛し、市民相互の交流につとめ、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」をめざします。

自然を愛し、美しくゆめのあるまちにしよう

健康で働き、元気でいきがいのあるまちにしよう

歴史と文化を大切にし、豊かでうるおいのあるまちにしよう

思いやりの心を育て、明るいほほえみのあるまちにしよう

きまわりを守り、安心でやすらぎのあるまちにしよう

笠間市民憲章の説明

市民憲章は「市民みんなのねがい」であり「市民みんなのもの」という基本的な考えのもと、「わかりやすく親しみがもて口ずさめるもの」「合併後の新しいまちづくりにふさわしいもの」「ひとつひとつ実行できるもの」としています。

市民憲章の表題は、「わたしたち笠間市民のねがい」を主題とし、笠間市民憲章を副題としました。

前文は、笠間市の誇り、市のイメージを表現し、市民の交流（和）によって、市民一人ひとりが住みよいまち 多くの人が訪れてよいまちを目指すことを表現しています。

本文は、市民の皆さんから多く出された共通の想いや方向性を5つの条文にまとめ、その表現は実践的、理想的なもので心のよりどころとなるものとしています。条文はいずれも「市民の自律的行動」で始まり、理想のまちづくりを「〇〇のあるまち」で統一的に表現し、末尾は「しよう」で結び自律と意志で表現しています。

笠間市の花・木・鳥



市の花
「きく」

選定理由：市民からの応募では応募総数105件のうち76%を占め、市内小中学校各クラスからの応募では応募総数129クラスの内63%を占める結果となっています。主な応募の理由には、菊まつりや菊人形が有名で伝統がある、清楚で美しく気品がある、市内では菊栽培が盛んであるなどがあり、また、これらの理由に加えて旧笠間市・友部町の花であったことから、市民に親しまれている花といえます。このようなことから、笠間市の花として選定しました。



市の木
「さくら」

選定理由：市民からの応募では応募総数

105件のうち49%を占め、市内小中学校各クラスからの応募では応募総数133クラスのうち56%を占める結果となっています。主な応募の理由には、市内には愛宕山・北山公園・佐白山などの桜の名所が多い、春に花が咲くことからスタートのイメージがある、春には市内全域を網羅して咲き誇る、各所で桜まつりが行われているなどがあり、また、これらの理由に加えて旧岩間町の木であったことから、市民にとって極めて身近な樹木といえます。このようなことから、笠間市の木として選定しました。



市の鳥
「うぐいす」

選定理由：市民からの応募では応募総数105件のうち51%を占め、市内小中学校各クラスからの応募では応募総数126クラスのうち57%を占める結果となっています。主な応募の理由には、鳴き声が美しく自然を感じすがすがしい、市内全域に生息している、春の訪れを感じさせてくれる、

自然が多い笠間市にふさわしいなどがあり、これらの理由に加えて旧友部町の鳥であったことから、市民にとって身近で親しまれている鳥といえます。このようなことから、笠間市の鳥として選定しました。

制定に至る経過

市民憲章および市の花・市の木・市の鳥の制定にあたっては、学識経験者・市議会議員・関係団体・公募による市民合わせて15人で構成する笠間市市民憲章等検討委員会で活発な議論を重ね、その原案を作成しました。原案については、パブリックコメント手続条例に基づいて広報紙やホームページ等で公開し、市民の幅広い意見を原案に反映させながら、全4回にわたる検討委員会を経て最終案をまとめました。

今後は、市民憲章をよりどころとした活動の具体化を目指し、また、市の花・木・鳥が新市のシンボルとして親しまれるものになるよう、その普及に努めていく必要があります。